

令和3年度 地域相互見守りモデル事業（地域となり組）

応募のご案内

子育て支援や高齢者の見守り、地域防犯活動など住民主体の地域づくり活動や住民交流の場づくり等を通じて、近隣住民が互いの顔の見える関係をつくることにより、世代・性別を問わず日頃から助け合いのできる地域コミュニティの構築に取り組む地域団体等を募集します。

1 対象事業

地域団体やNPO法人等が、地域において住民相互の見守り活動（子育て支援、高齢者・障害者の見守り活動、地域防犯活動、見守り活動に係る居場所運営等）に取り組む事業（1団体につき1事業まで）を対象とします。

ただし、兵庫県及び兵庫県の外郭団体から補助を受けている事業は対象外となります。

【実施にあたっての要件】

- ①原則として新規事業を対象とします。
※ただし、既存事業であっても事業を拡充するなど新たな展開が認められるものは対象とします。
- ②単発の事業ではなく、定期的・継続的に実施される事業とします。
※最低でも、概ね月2回程度は開催されるものとします。
- ③モデル事業として実施するため、事業終了後、取り組みの成果・課題等を分析し、報告を行える団体とします。
※所定の様式に記載により報告いただきます。

【審査のポイント】

- ①住民相互による見守りの工夫
見守り活動の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、それぞれの住民が役割を持ち、特性を活かすことにより、相互の見守り活動が促進される工夫があるか。
- ②多様な世代を巻き込む工夫
子ども、子育て世代、高齢者等の世代交流を促進することで、多世代が相互に助け合い、地域での見守りにつながる工夫があるか。
- ③多様な主体の連携を促進する工夫
地域団体やNPO法人等多様な主体が連携し、それぞれの特性や得意分野を活かす等相乗効果を発揮する工夫があるか。
- ④活動の自立性を高める工夫
見守り活動が将来にわたり継続し、地域に定着するような自立的な仕組みとする工夫があるか。

2 対象団体

県内に所在する次のいずれかの団体で、以下の要件を全て満たす団体。

- (1) 地域団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等）
- (2) 地域団体による協議体（まちづくり協議会等の住民自治組織、連合自治会等）
- (3) NPO法人等 ※ただし、地域団体等との連携が必須

※地域団体等が中心団体として取り組む事業にNPO法人等が連携することは可とします。

[要件]

- ・ 定款または会則を規定していること。
- ・ 当該年度の事業計画書及び収支予算書を作成していること。
- ・ 団体の構成員が5人以上で、役員名簿又は構成員名簿を作成していること。
- ・ 事業実施にあたり保険(イベント保険・ボランティア保険等)に加入するなど、事故等への対応に配慮すること。

3 補助予定団体数・補助金額

(1) 補助予定団体数

6団体程度（団体数は予算の範囲内で決定します。）

※1団体につき1事業までとします。

※実施地区は、地域の実情及び活動内容に応じて設定してください。（自治会区域、小学校区域等）

※事業内容等により、審査の結果、不採択や補助金額の減額もあります。

(2) 補助金額

1団体あたり50万円を限度（千円未満切り捨て）

(3) 対象事業の実施期間

交付決定日から令和4年3月31日までに実施、完了する事業

4 補助対象経費・補助対象外経費

補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とします。領収書がない等用途が不明な経費、事業実施期間外に支払った費用は対象外となります。

また、購入予定品が対象か否か判断に迷う場合は事前にご確認ください。

【補助対象経費（例）】

補助対象経費	①人件費	〔例：事業実施に必要なアルバイト賃金 等〕
	②謝 金	〔例：講師等への謝金、一時保育の謝金、原稿執筆謝金 等〕
	③旅 費	〔例：講師交通費実費、活動に要するスタッフ交通費実費 等〕
	④需用費	〔例：消耗品費(文具・用紙代等)、印刷製本費(チラシ、ポスター、プログラム等) 等〕
	⑤役務費	〔例：通信運搬費、イベント保険料、ボランティア保険料 等〕
	⑥使用料	〔例：会場使用料、付帯設備使用料、機器リース料、居場所に係る家賃(空き家等を活用する場合に限る) 等〕
	⑦委託料	〔例：NPO法人等への一部事業委託 等〕 ※補助対象となる委託料については、県との事前協議が必要
	⑧備品購入費	〔事業実施や居場所づくりに直接必要なもので、使用耐用期間が概ね1年以上で、単価30万円未満の備品 ※単価10万円以上のものは県との事前協議が必要〕

【補助対象外経費（自主財源等でまかなう費用）】

補助対象外経費	①人件費のうち、実施団体構成員・スタッフへの賃金等	
	②謝 金のうち、実施団体構成員・スタッフへの謝金、商品券や図書券等による謝礼等	
	③旅 費のうち、団体事務局の通常業務や研修の旅費	
	④使用料のうち、自宅を居場所とする場合の家賃	
	⑤食糧費	〔例：会議・事業での弁当代、食事代、お茶代等の飲食費等〕
	⑥原材料費	〔例：配食サービスの食材費、手芸教室の毛糸等、最終的に参加者に帰属するもの〕
	⑦その他	〔例：団体の事務所費用(家賃・光熱水費) ※ただし、居場所づくりのため空き家等を活用する場合の家賃(光熱水費は含まない)は対象とする。〕

5 応募方法

(1) 募集期間：令和3年5月21日（金）～ 令和3年6月21日（月）

(2) 応募方法

- ・事業計画書等所定の書類を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。

①交付申請書

②収支予算書（別記1）

上記各経費別に整理し、積算内訳の欄に詳細を記入してください。

収入の部の「地域相互見守りモデル事業補助金」は、千円未満切り捨てで記入してください。

③令和3年度補助金所要額調書（別紙1）

④令和3年度補助金所要額内訳書（別紙2）

⑤地域相互見守りモデル事業計画書（別紙3）

できるだけ詳細に記入してください。

⑥団体概要書、定款または会則の写し、役員名簿または構成員名簿（任意様式）

⑦誓約書

- ・応募書類は、募集期間内に必着のこと。
- ・担当者の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なものを記入してください。連絡可能時間が限られている場合はその旨追記してください。
- ・応募受付後、電話等で事業計画・内容等を確認する場合があります。

6 補助団体の決定等

(1) 県において審査会を設け、事業の効果や効率性、自立性、継続性などの観点から応募書類を審査のうえ、補助団体を決定します。

(2) 補助金交付申請書を確認のうえ、交付決定(不採択)通知書により補助金交付決定額をお知らせします。

7 実績報告・補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

事業が完了した日から14日以内、または令和4年4月8日のいずれか早い日までに所定の実績報告書及び必要書類を提出してください。なお、提出期限までに報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 補助金の支払い

補助金は、事業完了後に支払います。実績報告書等を確認のうえ、補助金額を確定し、補助金請求書により指定された口座へ補助金を振り込みます。

8 問い合わせ先

兵庫県健康福祉部社会福祉局地域福祉課地域福祉班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館5階

TEL：078-362-3181 FAX：078-362-4262

※受付時間は、平日の9：00～17：30